

# 「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の 取扱いに関する総務省の基本的考え方」についての日本放送協会の 検討結果の回答及び意見募集結果に対する総務省の考え方

- 意見募集期間 : 令和元年 11 月 9 日(土)から同年 12 月 8 日(日)まで
- 提出意見件数 : 26,433 件 (放送事業者等:50 件、個人等:26,383 件)
- 意見提出者 :

## ○ 放送事業者等【50 件】(50 音順)

RKB 毎日放送(株)、青森放送(株)、(株)秋田放送、秋田朝日放送(株)、朝日放送テレビ(株)、(株)鹿児島讀賣テレビ、北日本放送(株)、(株)熊本県民テレビ、(株)高知放送、札幌テレビ放送(株)、四国放送(株)、(株)静岡第一テレビ、(株)ジュピターテレコム、中京テレビ放送(株)、(株)中国放送、中部日本放送(株)、(一社)テレコムサービス協会、(株)テレビ朝日ホールディングス、(株)テレビ岩手、(株)テレビ大分、(株)テレビ金沢、(株)テレビ高知、(株)テレビ信州、(株)テレビ東京ホールディングス、(株)テレビ新潟放送網、(株)テレビ宮崎、(株)テレビユー山形、東海テレビ放送(株)、(株)東京放送ホールディングス、(株)長崎国際テレビ、南海放送(株)、西日本放送(株)、日本テレビ放送網(株)、日本海テレビジョン放送(株)、(一社)日本新聞協会メディア開発委員会、(一社)日本民間放送連盟、(一社)病院テレビシステム運営協会、広島テレビ放送(株)、福井放送(株)、(株)福島中央テレビ、(株)フジテレビジョン、北海道文化放送(株)、(株)毎日放送、(株)宮城テレビ放送、山形放送(株)、山口放送(株)、(株)山梨放送、讀賣テレビ放送(株)、(株)ワイズ・メディア、(株)WOWOW

## ○ 個人及び上記以外の法人等【26,383 件】

## ＜「総務省の基本的考え方」に関する御意見＞

1. 三位一体改革に関する御意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 常時同時配信・見逃し配信に関する御意見・・・・・・・・・・16
3. 放送法上の努力義務に関する業務に関する御意見・・・・・・・・21
4. インターネット活用業務の実施に係る費用に関する御意見・・・・・・・・23
5. 有料業務に関する御意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
6. インターネット活用業務の評価体制に関する御意見・・・・・・・・32
7. インターネット活用業務を通じて得られた知見の共有に関する御意見・・・・・・・・35

## ＜「総務省の基本的考え方」の内容とは直接関係のない御意見＞

8. インターネット活用業務に係る通信環境に関する御意見・・・・・・・・37
9. 認可申請の審査に関する御意見・・・・・・・・・・・・・・・・39
10. その他の御意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

◆ 「総務省の基本的考え方」に対して提出された御意見に対する総務省の考え方

御意見	NHK回答	総務省の考え方
総務省の対応について		
<p>総務省が国民・視聴者の意見や競合する民放事業者等の懸念を丁寧に汲み取り、NHKの業務やNHKインターネット活用業務実施基準案に関する基本的考え方（以下、基本的考え方）を示してNHKに検討を求めたことは、国民・視聴者の信頼を基盤とする公共放送のあり方を検討する姿勢として極めて適切であると評価します。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】</p>	<p>—</p>	<p>「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」（以下、「総務省の基本的考え方」という。）に対する賛同の御意見として承ります。</p>

## 1. 三位一体改革に関する御意見

御意見	NHK回答	総務省の考え方
三位一体改革の必要性について		
<p>NHKテレビ放送の常時同時配信だけを切り出してNHKインターネット活用業務実施基準案の認可の適否を検討するのではなく、その前提として三位一体改革の検討をあらためてNHKに求める総務省の方針に賛同いたします。</p> <p>NHKのあり方については三位一体改革が必要であり、既存業務の見直しや受信料額の適正な水準を含めた受信料のあり方の検討が必要という総務省の指摘は、極めて妥当であると考えます。NHKが真摯に検討を行い、自ら三位一体改革の具体策を早急に示し、既存業務の大胆な見直しによる事業規模の適正化や、いまだ手つかずの受信料体系・水準等のあり方の見直しが前進することを強く期待しています。</p> <p>国民・視聴者の信頼を基盤とする公共放送NHKのあり方は、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」で継続検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟他】</p>	<p>(1)「1. 協会の業務に関する総務省の基本的考え方」および「2. 業務の実施に当たって留意すべき事項」について</p> <p>○業務全体の見直し</p> <p>①2020年度収支予算の策定にあたっては、計画している10月からの受信料の値下げを実施した上で、支出については、既存業務を見直し、常時同時配信・見逃し番組配信を含む新規業務やオリンピック・パラリンピック東京大会関連業務を効率的に実施することにより、現3か年経営計画の収支計画で示している赤字幅を削減する方向で真摯に検討している。</p> <p>②オリンピック・パラリンピック東京大会終了後、次期中期経営計画の初年度である2021年度以降については、事業規模の見直しを加速させる。とりわけ、業務委託や施設・設備の整備の在り方などを検証し、事業支出の削減を着実に進め、次期中期経営計画は、こうした収支改善の取り組みを十分に反映させた計画とすることを旨とする。なお、2020年度中に策定する次期中期経営計画については、改正放送法に基づく経営委員会の意見募集の手続きに間に合うよう早急に策定を進める。</p> <p>③4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の</p>	<p>「総務省の基本的考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>「総務省の基本的考え方」についての検討要請に対する協会の回答（以下「NHK回答」という。）においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務」について、子会社等の更なる経営統合や衛星波の整理・削減等を通じた事業規模の見直しを加速すること</li> <li>・「受信料」について、中長期の事業計画及び収支見通しを踏まえながら、適正な在り方を引き続き検討すること</li> <li>・「ガバナンス」について、法令、ガイドラインを踏まえた業務の執行体制を整備すること等としています。</li> </ul> <p>総務省としては、NHKにおいて、こうした考え方を早期に具体化し、実現することが必要であり、「業務」「受信料」「ガバナンス」の各項目について具体的取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画等に反映することが必要と考えており、NHKの取組状況を踏まえ、「放送を巡る諸課題に関する検討会」等を通じて、引き続き検討を進めていきたいと考えます。</p>

	<p>在り方については、視聴者保護の観点を堅持した上で現在の4波（BS1・BSP・BS4K・BS8K）を3波に整理・削減する。現時点での具体的な考え方は12月中に示す。音声波の在り方は、非常災害時に果たす役割や民間放送事業者の動向などを踏まえつつ、公共放送として求められる役割なども考慮し、引き続き検討する。今後、協会が公共メディアとして果たすべき役割と、それを踏まえたテレビ・ラジオ・インターネットなど保有するメディアの在り方について検討を続ける。</p> <p>④関連団体については、協会の業務を効率的に遂行するために、技術系子会社や制作系子会社を経営統合し、要員の削減やコスト面での効率化を進めている。引き続き、各子会社や各関連公益法人等の役割や業務内容などを精査して既存業務を見直すとともに、さらなる経営統合も視野に入れてグループ経営改革を推し進めることを次期中期経営計画に反映させることを目指す。</p> <p>○受信料の在り方の見直し</p> <p>①受信料の値下げを確実かつ適切に実施し（負担軽減策とあわせて422億円規模、2018年度の受信料収入の6%相当を還元）、支出の見直しを図ることにより、財政安定のための繰越金を適正な水準（欧州連合では公共放送の財源として支出の10%程度とするガイドラインを定めているが、日本の場合はこれに地震等の災害リスクが高いこ</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>とを勘案することが必要)に管理していく。</p> <p>②世帯数の減少局面を迎える中、公平負担の徹底を図る一方で、事業規模の適正水準での管理を進め、中長期の事業計画や収支見通しをふまえながら、適正な受信料の在り方を引き続き検討する。</p> <p>○ガバナンス改革</p> <p>①監査委員会の強化、グループ経営に関する内部統制関係議決、経営に関する情報提供など、改正放送法および省令の規定を踏まえた対応を、改正法の施行日までに完了させる。さらに、グループ経営に関する内部統制関係議決や「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて、業務の執行体制を速やかに整備する。</p> <p>②グループガバナンスについては、協会の内部監査室による関連団体調査を一層強化するとともに、関連団体においても、内部監査体制の充実や外部の公認会計士の監査役・監事への就任など、近年着実に整備してきたグループ統制の仕組みを確実に運用し、さらに実効性を一層高める取り組みを強化していく。</p> <p>③業務委託については、放送番組の質の確保や、番組制作等のノウハウの維持発展の方針を堅持すると同時に、委託による費用の効率性を高めるため、外部のプロダクションなどを対象とした番組企画競争を一定の目標を定めたうえで一層広げるなど、一般取引だけでなく番組関係において</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>も、競争契約をさらに推進していく。</p> <p>④子会社の利益剰余金については、経営委員会による内部統制関係議決において利益剰余金の協会への還元の在り方の考え方を明らかにしたうえで関連団体運営基準に配当方針を明記し、引き続き高率の配当を求め通常配当を実施させるとともに、特例配当も含め協会への還元を着実に実行する。また、子会社の資本政策の見直しを進め、グループ外企業の株式保有率を下げるなど、協会への効果的な配当につながる施策を推進する。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

御意見	NHK回答	総務省の考え方
NHKの子会社の在り方について		
<p>子会社のあり方をゼロベースで見直す抜本的な改革については更なる取り組みを着実かつ徹底的に進めることが必要という総務省の指摘は、極めて妥当であると考えます。NHKが真摯に検討を行い、自ら更なる具体策を早急に示し、着実かつ徹底的に進めることを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本民間放送連盟他】</p> <p>子会社問題の本質はその業務範囲にあり、諸課題検などを通じ、市場の公正な競争が担保されているか検証し、業務の「棚卸し」を促進するよう求める。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>NHKは子会社を減らすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>必要性を否定するものではありませんが、新たな事実関係が発生したわけではなく、必要であれば法改正直後、少なくとも9月より以前に指摘すべき事項であり、取組の必要性をいまさら取り上げることは不自然だと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>(1)「1. 協会の業務に関する総務省の基本的考え方」および「2. 業務の実施に当たって留意すべき事項」について</p> <p>○業務全体の見直し</p> <p>④関連団体については、協会の業務を効率的に遂行するために、技術系子会社や制作系子会社を経営統合し、要員の削減やコスト面での効率化を進めている。引き続き、各子会社や各関連公益法人等の役割や業務内容などを精査して既存業務を見直すとともに、さらなる経営統合も視野に入れてグループ経営改革を推し進めることを次期中期経営計画に反映させることを目指す。(再掲)</p>	<p>NHK回答においては、各子会社や各関連公益法人等の役割や業務内容などを精査して既存業務を見直すとともに、更なる経営統合も視野に入れてグループ経営改革を推し進めることを次期中期経営計画に反映させることとしています。</p> <p>総務省としては、具体的取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画に反映することが必要であると考えており、NHKの取組状況を踏まえ、「放送を巡る諸課題に関する検討会」等を通じて、引き続き検討を進めていきたいと考えます。</p> <p>なお、総務省は、子会社の在り方を含む三位一体改革の必要性についてこれまでも繰り返し指摘してきたところです。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
衛星波の見直しについて		
<p>既存業務の見直しについては公共放送の担い手として真に適切なものであるか早急に検討を進めることが必要という総務省の指摘は、極めて妥当であると考えます。NHKが真摯に検討を行い、自ら衛星波の整理・削減を含む既存業務見直しの具体策を早急に示し、取り組みを進めるよう強く期待しています。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟他】</p>	<p>(NHK回答別添) 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について</p> <p>協会が、12月8日に回答した「『NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方』に関する日本放送協会の検討結果について」のうち、「業務全体の見直し」の③において、「4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、視聴者保護の観点を堅持した上で現在の4波(BS1・BSP・BS4K・BS8K)を3波に整理・削減する。現時点での具体的な考え方は12月中に示す。」としたものについて、以下のとおり「具体的な考え方」をとりまとめた。</p> <p>■現時点での整理・削減の考え方</p> <p>4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、2K放送のみご覧いただいている視聴者が多いことを踏まえて、視聴者保護の観点を堅持した上で、現在の4波を「2K・4K・8K」の3波に整理・削減する。</p> <p>国の「4K・8K推進のためのロードマップ」を踏まえて、オールジャパンで取り組む中で、公共放送として先導的な役割を果たしていきたい。</p> <p>整理・削減にあたっては、視聴者が4K放送をご覧いただける視聴環境が整うことや、外部を含めたコンテンツの制作体制が2Kから4Kに円</p>	<p>「総務省の基本的考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>NHKから12月12日付けで提出があった文書においては、衛星波を現在の4波(BS1・BSP・BS4K・BS8K)から3波に整理・削減する具体的な案を、令和2年度中に策定することとされています。</p> <p>総務省としては、NHKにおいて、具体的な取組内容を早期に明らかにして、計画を策定することが必要と考えており、NHKの検討状況について、「放送を巡る諸課題に関する検討会」等を通じて、引き続き注視してまいります。</p>

滑に移行することが前提と考えている。

今後、オリンピック・パラリンピック東京大会に際しての4 K・8 K放送の普及状況や整理・削減に対する視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、2020 年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する。

また、整理・削減を見据えて、来年度から4 K・2 Kの“一体制作“を加速させること等により、事業支出の削減を着実に進めつつ、4 K放送の普及推進と外部の制作体制の4 K化を促すことにより、整理・削減の実施に向けて、みずから積極的に環境を整えていきたい。

■整理・削減を見据えた来年度からの施策

①“一体制作“の加速

B S プレミアムを中心に4 K・2 Kの“一体制作“を加速させることにより、4 K放送の普及推進に資するコンテンツの充実とあわせて、放送・サービスにおける経費を抑制し、事業支出の削減を着実に進めていく。

現在、“一体制作“は、制作期間や外部リソース使用等の面から2 K制作のおよそ1.3~1.4 倍程度の制作コストを必要としているが、毎年度、制作の練度が向上して、コストが逡減すること等を見込んでおり、これにより、経費抑制の効果が高まっていくものとする。

②番組制作委託の見直し

“一体制作“の番組を中心に、4 Kの番組制作に

	<p>においても「企画競争」の拡大に取り組んで、外部プロダクション等の参加を積極的に促し、関連団体への委託の比率を逡減させていくこと等で、業務委託の効率性を高める。</p> <p>これを通じて、外部の制作体制が2 Kから4 Kへ円滑に移行することを促し、整理・削減の実施に向けて環境を整えていく。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

御意見	NHK回答	総務省の考え方
NHK子会社と民放事業者の競合について		
<p>地方公共団体や地元企業が発注するイベント・広報材の企画提案において、NHKの子会社や関連会社が民放事業者と競合すれば、地域社会における放送の二元体制の維持、発展の妨げになりかねません。また、当然のことではありますが、NHK本体および子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれ類した収入を得ることは、将来的にも絶対にあってはなりません。NHKグループの経営方針として、本体でできないことを子会社・関連会社が手掛けたり、子会社等の業績や利益を優先したりするような事業運営は厳に慎むべきであると考えます。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟他】</p>	<p>—</p>	<p>NHKの子会社等の業務範囲については、本年9月に策定した「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」の別紙において記載したとおりであり、子会社等の事業運営を通じて業務範囲が遵守されるよう、子会社、関連会社及び関連公益法人等がガイドラインに記載した役割を果たしていくことが適当と考えます。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
<b>「公共メディア」としての役割について</b>		
<p>プレーヤーが限られた放送の世界ではNHKが果たすべき公共性は明快ですが、多様な主体が発信するインターネットの世界でNHKが果たす公共性、国民・視聴者から期待される公共性は必ずしも自明とは言えません。「公共メディア」としての役割と具体的な構想に関する考え方を広く国民・視聴者に示し、意見を聞くことが必要という総務省の指摘は、極めて妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟他】</p>	<p>(1)「1. 協会の業務に関する総務省の基本的考え方」および「2. 業務の実施に当たって留意すべき事項」について</p> <p>○業務全体の見直し</p> <p>③4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、視聴者保護の観点を堅持した上で現在の4波(BS1・BSP・BS4K・BS8K)を3波に整理・削減する。現時点での具体的な考え方は12月中に示す。音声波の在り方は、非常災害時に果たす役割や民間放送事業者の動向などを踏まえつつ、公共放送として求められる役割なども考慮し、引き続き検討する。今後、協会が公共メディアとして果たすべき役割と、それを踏まえたテレビ・ラジオ・インターネットなど保有するメディアの在り方について検討を続ける。(再掲)</p>	<p>「総務省の基本的考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>「総務省の基本的考え方」に示したとおり、NHKは「公共メディア」としての役割と具体的な構想に関する考え方を広く国民・視聴者に示し、意見を聴くことが必要であると考えます。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
受信料の在り方について		
<p>受信料のあり方については国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があります、利益を適切に還元していく取り組みが強く求められるという総務省の指摘は、極めて妥当であると考えます。NHKが真摯に検討を行い、自ら具体策を早急に示し、取り組みを進めるよう強く期待します。</p> <p>ただし、還元する利益を放送サービスの充実に過度に振り向けることは、NHKのいたずらな業務拡大につながります。公平負担徹底の意義を国民・視聴者に十分に理解してもらい、納得して受信料を支払ってもらうには、受信料の値下げをはじめとする国民・視聴者の負担軽減に振り向けるべきです。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟他】</p> <p>今後の受信料の在り方の議論に当たっては、現行の受信料額の算定の基本となっている「総括原価方式」の是非も検討対象にすべきと考えます。</p> <p>【株式会社フジテレビジョン】</p> <p>新規業務を開始する前提として、現時点の繰越金の活用計画を明示すべきである。</p> <p>【個人】</p> <p>受信料を値下げしてもらいたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>(1)「1. 協会の業務に関する総務省の基本的考え方」および「2. 業務の実施に当たって留意すべき事項」について</p> <p>○受信料の在り方の見直し</p> <p>①受信料の値下げを確実に実施し(負担軽減策とあわせて422億円規模、2018年度の受信料収入の6%相当を還元)、支出の見直しを図ることにより、財政安定のための繰越金を適正な水準(欧州連合では公共放送の財源として支出の10%程度とするガイドラインを定めているが、日本の場合はこれに地震等の災害リスクが高いことを勘案することが必要)に管理していく。</p> <p>②世帯数の減少局面を迎える中、公平負担の徹底を図る一方で、事業規模の適正水準での管理を進め、中長期の事業計画や収支見通しをふまえながら、適正な受信料の在り方を引き続き検討する。(再掲)</p>	<p>「総務省の基本的考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>NHK回答においては、受信料について、公平負担の徹底を図る一方で、事業規模の適正水準での管理を進め、中長期の事業計画や収支見通しを踏まえながら、適正な受信料の在り方を引き続き検討することとしており、NHKの取組状況を踏まえ、「放送を巡る諸課題に関する検討会」等を通じて、引き続き検討を進めていきたいと考えます。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
NHKの肥大化について		
<p>インターネット活用業務を含むNHKの業務全体を肥大化させないことが求められるという総務省の指摘は、極めて妥当であると考えます。独占的な受信料収入で成り立つ特殊法人NHKは国民・視聴者の目線に立ってコスト意識の徹底を図るとともに、公共放送の目的・使命に照らして業務の必要性や適正性を常に精査し、民間の市場競争を阻害することのないよう節度をもって抑制的に事業を運営する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟他】</p> <p>総務省として「肥大化」の定義を明確化すべきです。NHKは基本的に受信料収入によって事業計画を立てており、予算上、インターネット活用業務が増えればそのほかの業務を圧縮せざるを得ないので普通であるので、何をもって「肥大化」と表現するのはこの文面だけでは意味が不明です。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>(1)「1. 協会の業務に関する総務省の基本的考え方」および「2. 業務の実施に当たって留意すべき事項」について</p> <p>○業務全体の見直し</p> <p>①2020年度収支予算の策定にあたっては、計画している10月からの受信料の値下げを実施した上で、支出については、既存業務を見直し、常時同時配信・見逃し番組配信を含む新規業務やオリンピック・パラリンピック東京大会関連業務を効率的に実施することにより、現3か年経営計画の収支計画で示している赤字幅を削減する方向で真摯に検討している。</p> <p>(再掲)</p>	<p>NHK回答においては、2020年度収支予算の策定に当たって、既存業務の見直しや新規業務の効率的実施により、赤字幅を削減する検討をすることとしています。</p> <p>総務省としては、令和2年度予算において既存業務の見直しを進め、赤字幅を縮減することが適当と考えます。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
業務委託について		
<p>子会社等の事業運営について、業務委託等不透明な部分があるので、会計検査院の直接の検査対象とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>(1)「1. 協会の業務に関する総務省の基本的考え方」および「2. 業務の実施に当たって留意すべき事項」について</p> <p>○ガバナンス改革</p> <p>①監査委員会の強化、グループ経営に関する内部統制関係議決、経営に関する情報提供など、改正放送法および省令の規定を踏まえた対応を、改正法の施行日まで完了させる。さらに、グループ経営に関する内部統制関係議決や「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて、業務の執行体制を速やかに整備する。</p> <p>②グループガバナンスについては、協会の内部監査室による関連団体調査を一層強化するとともに、関連団体においても、内部監査体制の充実や外部の公認会計士の監査役・監事への就任など、近年着実に整備してきたグループ統制の仕組みを確実に運用し、さらに実効性を一層高める取り組みを強化していく。</p> <p>③業務委託については、放送番組の質の確保や、番組制作等のノウハウの維持発展の方針を堅持すると同時に、委託による費用の効率性や手続きの透明性を高めるため、外部のプロダクションなどを対象とした番組企画競争を一定の目標を定めたくうえで一層広げるなど、一般取引だけでなく番組関係においても、競争契約をさらに推進していく。</p>	<p>NHK回答においては、改正放送法及び省令等の規定を踏まえた対応に加え、業務の執行体制を速やかに整備するとともに、関連団体においても内部監査体制等の充実を図ることとしています。また、業務委託についても委託による費用の効率性や手続きの透明性を高めることとしています。</p> <p>総務省では、本年9月に「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」において、NHKによる子会社等への業務委託基準が満たすべき事項について定めており、「総務省の基本的考え方」に示したとおり、放送法令及びガイドラインに沿って、ガバナンスの強化を図り、既存業務の見直しを適切に進めることが適当と考えます。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
子会社に蓄積された利益剰余金の還元について		
<p>子会社に蓄積された利益剰余金を受信契約者に還元すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>(1)「1. 協会の業務に関する総務省の基本的考え方」および「2. 業務の実施に当たって留意すべき事項」について</p> <p>○ガバナンス改革</p> <p>④子会社の利益剰余金については、経営委員会による内部統制関係議決において利益剰余金の協会への還元の在り方の考え方を明らかにしたうえで関連団体運営基準に配当方針を明記し、引き続き高率の配当を求め通常配当を実施させるとともに、特例配当も含め協会への還元を着実に実行する。また、子会社の資本政策の見直しを進め、グループ外企業の株式保有率を下げるなど、協会への効果的な配当につながる施策を推進する。</p>	<p>NHK回答においては、子会社の利益剰余金について、NHKへの還元の在り方の考え方を明らかにし、引き続き高率の配当を求め通常配当を実施させるとともに、特例配当も含め協会への還元を着実に実行することとしています。</p> <p>総務省では、本年9月に「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」において、子会社の配当方針を適正かつ明確に定めるなどを定めており、放送法令及びガイドラインに沿って、子会社に蓄積された利益剰余金のNHKへの還元の考え方を明らかにし、適切に取り組むことが適当であると考えます。</p>

## 2. 常時同時配信・見逃し配信に関する御意見

御意見	NHK回答	総務省の考え方
常時同時配信の段階的实施について		
<p>NHK総合・教育の放送番組すべてを対象とする常時同時配信は事業の性質・規模、社会的影響などの観点から、これまでの同種の業務とは明らかに一線を画するものです。民間放送だけでなくさまざまな業態のインターネット事業と競合する懸念が払拭されたとは到底言えません。常時同時配信でNHKへの接触率がどれほど上がり、どれほどの公共的な価値を新たに生み出すことができるのかも定かではありません。</p> <p>こうした状況を鑑みれば、まずは現状の事業規模からはじめ、常時同時配信・見逃し配信それぞれのニーズや利用状況、通信ネットワークへの負荷、権利処理のさまざまな課題、区分経理で明らかになる実施費用、民放事業者への協力のあり方、市場競争への影響などを慎重に分析・検証しながら、「放送の補完」として真に相応しい業務のあり方を段階的に模索することは、国民・視聴者や関係者の理解を得る近道であると考えます。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟他】</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○業務の実施に要する費用 ((1)②関連)</p> <p>②常時同時配信・見逃し番組配信については、2.5%の費用上限に収まるよう、常時同時配信のサービス提供時間等を限定するなど、実施内容・規模を見直した上で、2020年4月から開始することを実施計画で明記する。なお、認証の確実な実施のため、試行的に2019年度内に実施したい。利活用の状況なども踏まえて、その後段階的に拡充する。</p>	<p>NHK回答は、常時同時配信のサービス提供時間等を変更するものであり、実施基準案の修正が必要となるものと考えます。</p> <p>また、サービスの提供開始後に実施基準の見直しを行う場合には、実施の費用と効果を検証することが必要と考えます。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
常時同時配信・見逃し配信の特例措置について		
<p>NHKが本年9月に行った実施基準の素案に関する意見募集(以下、NHKの意見募集)に対し、当連盟は、①特殊法人であるNHKがオリンピック・パラリンピック東京大会(以下、東京大会)でメッセージを表示しない地上テレビ常時同時配信、地上テレビ見逃し番組配信の広く一般に利用可能とする措置などを無制限に行えば、民放事業者の事業価値が著しく毀損され、民間の市場競争が阻害されることになる、②メッセージを東京大会のような国民・視聴者の関心が極めて高い放送番組で表示しなければ、公平負担の原則が揺らぎ、公共放送の屋台骨が脅かされかねない、③民間の市場競争を阻害し、受信料制度を毀損するような事業は、総務省「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」(以下、認可ガイドライン)に照らして許容されるものではない、との意見を提出しました。</p> <p>特例措置は設けないことが望ましいという総務省の考えは、当連盟の意見と合致するものであり、賛同いたします。NHKがさらに検討を重ね、総務省の考えを実施基準案に反映することを期待しています。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟他】</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○常時同時配信(受信料制度との関係)((1)①ア関連)</p> <p>②一方、50年に一度のナショナルイベントであるオリンピック・パラリンピック東京大会については、オリンピックは民間放送事業者とのコンソーシアムで、パラリンピックは協会が単独で、配信権を含む放送権を独占的に取得していることを踏まえ、協会が放送する競技等の決定的瞬間を、視聴者・国民、訪日外国人を含め一人でも多くの方がリアルタイムで体感できるよう広く提供する責務があると認識している。大会期間中に協会が地上波で放送するオリンピック・パラリンピック競技とその関連番組に限定して、メッセージを表示せずに同時配信を実施することとしたい。</p>	<p>NHK回答においては、視聴者・国民、訪日外国人を含め一人でも多くの方がリアルタイムで体感できるよう広く提供するため、競技とその関連番組に限定してメッセージを表示せずに同時配信を実施する措置を講じることであります。</p> <p>総務省としては、競技・関連番組に限定したメッセージ表示解除は、国民・視聴者や大会期間中の訪日外国人の期待に応えるものであり、一定の社会的意義が認められるものであると考えます。</p> <p>一方で、受信料負担の公平性を確保し、市場競争に与える影響が限定的となるよう関連番組の範囲については配慮が必要と考えます。</p>

賛同できません。

NHKのインターネット活用業務において、「国民・視聴者の理解が得られることを前提に」とあるにも関わらず、国民・視聴者の利便性を軽視し、民間放送事業者からの懸念点のみを踏まえて結論づけており、ユーザー視点を欠いています。

インターネットビジネスにおいては、フリーミアムはごく普通の普及戦術であり、年に2回程度の特例措置すら総務省が意見するのであれば、事業自体の裁量が失われ、NHKの独立性に危険が生じると考えます。

また、「本業務は、国民・視聴者と大会期間中の訪日外国人の期待に応えるものであるから、一定の社会的意義が認められる」としながら、訪日外国人に無料で大会の同時配信を開放しないこととなれば、不満が爆発する可能性があります。逆に訪日外国人にだけ特段の制限なしに視聴できるとすれば、国民との公平性を欠くことになります。

なお、公平性および市場競争の観点とは、どことの公平性、どことの市場競争か明確にすべきです。FANGやBATなど海外の巨大プラットフォームとの公平性や、市場競争を考慮していないのであれば、将来海外プラットフォームによる市場独占を許してしまう懸念が払拭できません。

【株式会社ワイズ・メディア】

御意見	NHK回答	総務省の考え方
インターネット活用業務の無料提供について		
<p>受信料収入で支えられているNHKは、常時同時配信を含む全てのインターネット活用業務を無料で提供すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	-	<p>NHKから認可申請のあったインターネット活用業務実施基準の変更案において、常時同時配信を含む2号受信料財源業務は、「利用者に対価を求めることなく実施する」こととしており、常時同時配信を受信できることをもって、スマートフォンやPCなどの所有者が新たに受信料を負担することになるものではありません。</p> <p>なお、同案においては、常時同時配信の提供に際して、画面上に協会との受信契約を確認する旨のメッセージを表示し、協会との受信契約の締結を確認できた者については、画面上のメッセージ表示を消去するとともに、見逃し配信を利用可能にするとされています。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
スポーツ生中継番組等の配信について		
<p>スポーツの生中継番組等、すでに民間で実施されているインターネット配信業務については、その商業性を考慮の上、民業圧迫を起こすことがあってはなりません。既存の事業が存在する場合には参入すべきではなく、最大限の配慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【朝日放送テレビ株式会社】</p> <p>附帯決議で「民間地方放送局の事業運営に十分配慮する」と明記されている点が有名無実とならぬよう、例えばスポーツ生中継番組等でNHKが現在放送のみの権利を有し、民放事業者等が配信権を有して事業を行っているものについては常時同時配信を行わないなど、公共放送として具体的な配信姿勢を明示するよう求めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p>	-	<p>スポーツ生中継番組の配信については、興行主等との間で事前に調整の上、実施するものであることから、総務省としては、NHKにおいて、必要な調整を行った上で、インターネット配信を実施することが望ましいと考えます。</p>

### 3. 放送法上の努力義務に関する業務に関する御意見

御意見	NHK回答	総務省の考え方
<p>地方向け放送番組の提供スケジュールについて</p>		
<p>NHKの意見募集に対し、当連盟は全国の地方向け放送番組を地域限定して提供する事業計画のロードマップを明らかにし、地域住民やローカル局への説明を尽くし理解を得ることが肝心である、との意見を提出しました。</p> <p>実施する時期および内容等を一定程度明らかにすることが望ましいという総務省の考えは、当連盟の意見と合致するものであり、妥当であると考えます。NHKがさらに検討を重ね、適切に対応されることを期待しています。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟他】</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○放送法上の努力義務に関する業務 ((1)①イ関連)</p> <p>②地方向け放送番組の提供について、2021年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等は、次期中期経営計画の中で具体化させる。なお、2020年度の地方向け放送番組の配信については、地域情報の発信の重要性に鑑み、速やかな見逃し番組配信サービスの段階的实施を想定して内容や経費を再検討し、実施計画において具体化させる。</p>	<p>「総務省の基本的考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>NHK回答においては、2021年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等は、次期中期経営計画の中で具体化させるとともに、2020年度の地方向け放送番組の配信については、実施計画において具体化させることとしています。</p> <p>総務省としては、今後、実施内容の具体化が適切に行われるか、注視してまいります。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
民間放送事業者との協議の場の設定について		
<p>NHKの意見募集に対し、当連盟はNHKと他の放送事業者の協力を実効性ある成果につなげるためには、NHKが協力の具体的な方針を各地区単位でローカル局にも丁寧に説明するなど相互理解を深めるよう要望する、との意見を提出しました。民間放送事業者の求めに応じて協議の場を設け、協力の内容を具体化し、インターネット活用業務に係る実施計画（以下、実施計画）に記載することが望ましいという総務省の考えは、当連盟の意見と合致するものであり、妥当であると考えます。NHKがさらに検討を重ね、適切に対応されることを期待しています。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟他】</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○放送法上の努力義務に関する業務 ((1)①イ関連)</p> <p>①改正放送法に盛り込まれた努力義務を踏まえ、民間放送事業者との連携・協調に資する取り組みの具体的な内容は、毎年度の実施計画に記載する。また、民間放送事業者の求めに応じて、意見交換の場を検討するなど、放送で培ってきた民間放送事業者との二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携・協調の実施をめざす。</p>	<p>「総務省の基本的考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>NHK回答においては、民間放送事業者の求めに応じ、意見交換の場を検討するなど、放送で培ってきた民間放送事業者との二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携・協調の実現を目指すとしています。</p> <p>こうした回答は、「総務省の基本的考え方」に沿ったものであると考えます。</p>

4. インターネット活用業務の実施に係る費用に関する御意見

御意見	NHK回答	総務省の考え方
費用上限(「受信料収入の2.5%」)の維持について		
<p>独占的な受信料収入で成り立つ特殊法人NHKは国民・視聴者の目線に立ってコスト意識の徹底を図るとともに、公共放送の目的・使命に照らして業務の必要性や適正性を常に精査し、民間の市場競争を阻害することのないよう節度をもって抑制的に事業を運営する必要があります。当連盟では「NHK常時同時配信の実施に関する考え方」を2018年10月に公表し、抑制的な事業運営のひとつの目安として受信料収入2.5%上限を維持し、現状の事業規模からはじめることを求めてきた経緯があります。抑制的な事業運営を維持するためには、常に実施費用総額の圧縮と事業の効率的運用に努めることが不可欠です。</p> <p>NHK総合・教育の放送番組すべてを対象とする常時同時配信は事業の性質・規模、社会的影響などの観点から、これまでの同種の業務とは明らかに一線を画するものです。民間放送だけでなくさまざまな業態のインターネット事業と競合する懸念が払拭されたとは到底言えません。常時同時配信でNHKへの接触率がどれほど上がり、どれほどの公共的な価値を新たに生み出すことができるのかも定かではありません。</p> <p>こうした状況を鑑みれば、まずは現状の事業規模からはじめ、常時同時配信・見逃し配信それぞれの</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○業務の実施に要する費用 ((1)②関連)</p> <p>①2020年度のインターネット活用業務は、受信料収入の2.5%を費用の上限(一時的に発生するオリンピック・パラリンピック東京大会にかかる費用は除く)として実施するべく実施内容を再検討し、必要に応じて実施基準(案)を修正する。既存の業務については、利用状況などの分析に基づいて、サービスの統廃合を利用者に極力ご不便をかけないように留意しつつ一層推し進めるほか、効率的・効果的な運用を徹底し、費用を削減する。</p> <p>②常時同時配信・見逃し番組配信については、2.5%の費用上限に収まるよう、常時同時配信のサービス提供時間等を限定するなど、実施内容・規模を見直した上で、2020年4月から開始することを実施計画で明記する。なお、認証の確実な実施のため、試行的に2019年度内に実施したい。利活用の状況なども踏まえて、その後段階的に拡充する。</p>	<p>「総務省の基本的考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>NHK回答は、インターネット活用業務の費用上限を変更するものであり、実施基準案の修正が必要となるものと考えます。</p> <p>また、実施基準案の修正に伴い、算定根拠及び実施計画等において、既存業務の費用削減の見通しについて明確にすることが必要と考えます。</p>

ニーズや利用状況、通信ネットワークへの負荷、権利処理のさまざまな課題、区分経理で明らかになる実施費用、民放事業者への協力のあり方、市場競争への影響などを慎重に分析・検証しながら、「放送の補完」として真に相応しい業務のあり方を段階的に模索することは、国民・視聴者や関係者の理解を得る近道であると考えます。

【(一社)日本民間放送連盟他】

総務省意見は、NHKインターネット活用業務の費用上限について、2020年度は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の同時配信を除いて、現行の「受信料収入の2.5%」の枠内に収めることが望ましいと指摘した。既に実施されているNHKの「ニュース・防災」アプリは、防災や緊急ニュースの提供が主目的であったが、現在は政治、経済、社会のみならず、芸能といった一般分野のニュースを際限なく配信し、新聞・通信社のサービスを圧迫している。NHKはこうした既存業務の改廃に言及せず、内容・費用の算出根拠も明示していない。現行水準のような形で抑制的かつ包括的に費用上限を設定すべきとする考え方は適当であり、2.5%の枠内で、同時配信を行うかわりに既存業務の内容・費用をどう絞るのかを明示すべきだ。また、先々についてもNHKは引き続き抑制的な運用に努めるべきだ。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会他】

御意見	NHK回答	総務省の考え方
「放送法上の努力義務に関する業務」の費用について		
<p>常時同時配信はあくまで放送の補完であることに鑑み、NHKの各県放送局における常時同時配信が、早期に実現されることを期待しています。</p> <p style="text-align: center;">【東海テレビ株式会社】</p> <p>放送の公共的役割をよりいっそう充実させ国民・視聴者の利益の最大化を図るためには、放送の二元体制を維持、発展させる視座が欠かせません。例えば radiko や TVer によるNHKと民放事業者の放送番組のインターネット配信は国民・視聴者の利便性を向上させ、二元体制を発展させる協調領域の事業として着実に普及しています。こうした観点から他の放送事業者との協力に関する業務については、内容面において縮小されるべきではありません。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟他】</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○放送法上の努力義務に関する業務((1)①イ関連)</p> <p>放送法上の努力義務に関する業務については、以下のとおり取り組むが、インターネット活用業務の実施に当たり、新たに実施が求められているものであることから、今後新規に行う業務について、円滑な実施を確保するために、予算執行上一定の配慮等が必要なものとする。</p>	<p>「受信料収入の2.5%」を費用の上限とする場合において、放送法上の努力義務に関する業務のうち、令和2年度に新規に行うものに限り、円滑な実施のために予算執行上一定の柔軟性が必要であるのであれば、実施基準案において、費用上限の趣旨を逸脱しない必要最小限の範囲にとどまることを確保する措置を講ずることが求められると考えます。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
「国際インターネット活用業務」の費用について		
<p>当社のパブリックコメントで「国民の関心を理由に無制限に配信すると、民放の事業が著しく毀損されるため、放送されていない競技や多言語対応に注力すべき」としており、引き続き要望。(再掲)</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>平成30年6月に政府の規制改革推進会議が提出した第3次答申「NHK国際部門の充実・抜本強化」の趣旨からすれば、世界に向けての情報発信を通して、日本の魅力を向上させ、日本のプレゼンスを高めるためのNHKの役割を特に重要と捉え、ユニバーサル・サービスに関する業務や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する業務と同様の社会的意義を認めるべきです。</p> <p>特に国際インターネット活用業務は、平成30年6月に政府の規制改革推進会議が提出した第3次答申「NHK国際部門の充実・抜本強化」の趣旨に鑑みれば、「受信料収入の2.5%」の範囲から外し、別枠でその取り組みを加速させるべきだと考えます。</p> <p>【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○業務の実施に要する費用 ((1)②関連)</p> <p>③ 国際インターネット活用業務については、公正競争確保の観点から市場の競争を阻害する業務とはならないものであるが、既存業務の費用の見直しを行い、必要な取り組みを効率的・効果的に実施する。なお、今後も訪日・在留外国人の増加が見込まれることに鑑み、2020年度の国際インターネット活用業務のうち、災害時などの情報提供にも有用な多言語対応の推進について、今後新規に行う業務の円滑な実施を確保するために、予算執行上一定の配慮が可能となるような取扱いが必要と考える。</p>	<p>「受信料収入の2.5%」を費用の上限とする場合において、令和2年度に新規に行う多言語対応の推進に限り、円滑な実施のために予算執行上の柔軟性が必要であるのであれば、実施基準案において、費用上限の趣旨を逸脱しない必要最小限の範囲にとどまることを確保する措置を講ずることが求められると考えます。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
「ユニバーサル・サービス」の費用について		
<p>NHK案において、放送番組等の字幕、解説音声及び手話をインターネットを通じて提供する業務を新規に開始することを、適切なものであると評価したことに賛成です。NHKにはインターネットにおいて先駆者的に同サービスを進めていただき、インターネットにおけるユニバーサル・サービスの発展に貢献していただきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p> <p>ユニバーサル・サービスにしろ、国際インターネット業務にしろ、社会的意義が高いものを「受信料収入の2.5%」の枠組みに押し込んでしまうと、NHKに求められている公共的使命をインターネットにおいても果たすことが困難になると思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○業務の実施に要する費用 ((1)②関連)</p> <p>④ユニバーサルサービスについては、視覚・聴覚障害者や高齢者、訪日・在留外国人等が、協会の放送番組を享受できるようにするものであることから、その公益性の観点から積極的な実施が求められるものである。2020年度に実施する業務は、東京オリンピック・パラリンピックにおけるロボット音声実況・字幕等の付与が主であることから、これについてはオリンピック・パラリンピック東京大会の取り組みに係る費用として支出することとしたい。</p>	<p>NHK回答にあるように、東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるロボット音声実況・字幕等の付与については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る費用として支出することは許容されるものと考えます。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
外部専門家の知見活用について		
<p>費用の抑制的な管理を具体的な取り組みとするため、外部専門家の知見を活用する等、インターネット活用業務の効率性を検証する仕組みを検討し、導入することが望ましいという総務省の考えは妥当であり、賛同いたします。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟他】</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○検証体制の整備 ((3)①関連)</p> <p>⑤費用の抑制的な管理のための具体的な仕組みについて、IT 関連の経費抑制に精通した専門家など外部の知見などを参考に、実現に向けて次期中期経営計画で示すことを目指す。</p>	<p>NHK回答においては、費用の抑制的な管理のための具体的な仕組みについて中期経営計画で示すことを目指すこととしています。</p> <p>こうした回答は、「総務省の基本的考え方」に沿ったものであり、総務省としては、今後の具体的な取組について注視してまいります。</p>

## 5. 有料業務に関する御意見

御意見	NHK回答	総務省の考え方
見逃し配信とNHKオンデマンドの関係について		
<p>総務省は、見逃し配信の提供により受信料財源から支出される必要が増加することを踏まえれば、受信料財源による見逃し配信とNHKオンデマンド(NOD)での有料業務との関係を再検討することが望ましいとした。NHKは、NODには放送とは別の権利許諾料・設備維持費・回線費が発生すること、受信料という公的資金を利用し市場に参入することが公正な競争環境の確保に悪影響を及ぼしかねないとの懸念が強いことに鑑み、放送法第73条に基づき放送事業と会計を区分している。こうした基本的な考え方は維持されるべきであり、NHKはその業務範囲や受信料水準の適正さ、動画配信市場における公正な競争の確保という観点も加え、見逃し配信とNODの在り方について再検討し、考え方を示すべきだ。総務省の要請に基づき、ドラマなどニーズの高いコンテンツの見逃し配信は無料ではなく、NODのサービスに移管することが望ましい。</p> <p>【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会他】</p> <p>「ニーズの高いコンテンツの見逃し配信については、有料業務で提供することなども考えられる」との提案については、慎重に検討していくべきと考えます。コンテンツ提供の判断材料として、「ニー</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○有料業務と見逃し番組配信に関する考え方((2)関連)</p> <p>①放送番組をはじめとするコンテンツへの接触の在り方は多様化し、リアルタイム視聴に加えてタイムシフト視聴が拡大し、さらにはインターネットを通じた動画配信サービスが浸透するなど視聴環境が大きく変化している。見逃し番組配信については、NHKオンデマンド(NOD)を開始した2008年時点では、国内のインターネットの普及が十分ではなくサービスの受益者が限られる状況にあったことを踏まえ、受益者負担で提供することとなったが、現在は民間放送事業者においても、1週間程度の見逃し番組配信を利用者負担なしで提供し視聴機会を拡大するサービスが定着している。海外の事例を含め、放送後1週間から1か月程度までの期間は、再放送に準じるものとして見逃し番組を利用者の負担なく提供する形が定着している。</p> <p>このような環境の変化を踏まえ、受信料を財源として、受信契約者と生計をともにする方々に追加のご負担なく、1週間程度の見逃し番組配信を、放送と一体のものとして利用可能とすること</p>	<p>NHK回答においては、「総務省の基本的考え方」を受け、有料業務として行われる既放送番組の配信と、受信料財源により行う見逃し番組配信の関係についての考え方を示すとともに、NHKオンデマンドについて、提供する過去番組の本数の大幅拡大などによる利用者増にも取り組み、中期の収支の改善を目指すことや、毎年度、収支等を検討し、所要のサービスや運用体制の在り方などの見直しを行うことを実施基準案に明記することとしています。</p> <p>「総務省の基本的考え方」においては、見逃し配信の提供により、有料業務の収支に与える影響の観点に加え、受信料財源業務の費用を抑制する観点から、受信料財源により提供する既放送番組とNHKオンデマンドにおいて有料で提供する既放送番組との関係を再検討することが望ましいと考える旨示しているところ、実施基準案の審査に向けて、従来、有料業務として提供していた既放送番組の配信を受信料財源業務として提供することについて、視聴環境及び視聴者のニーズの変化を踏まえた具体的な説明を参考資料として提供するとともに、回答に基づく有料業務の収支改善の見通しを明らかにすることが必要であると考えます。</p>

ズの高さ」を例示したことについては、ニーズの定義が不明瞭なうえ、番組の質や内容に踏み込んだようにも受け取れるため避けるべきと考えます。

**【株式会社テレビ東京ホールディングス】**

見逃し配信を有料で提供することになれば、受信料以外の収入増加となり、民業圧迫や肥大化につながります。

ニーズの高いコンテンツほど、併せてTVerやGYAOなど、国内のプラットフォームにおいて無料での提供を実施し、受信料支払い率向上の施策につなげていく方が、NHKのためにも、放送業界全体のためにもプラスに働くと考えます。

これまで見逃しとアーカイブという、2つのサービスを別々に提供してきたことが、視聴者ニーズにできていなかったことは事実であり、逆にワンサービス化は加入者増に繋がる可能性もあり、「改善が遅れる」との指摘は、的を射ていないと考えます。

**【株式会社ワイズ・メディア】**

有料業務において発生した赤字の解消策を提示すべきだ。

**【個人】**

は、受信料の価値を一層高めることになると思う。放送を補完するものとして、放送番組の同時配信に加え、見逃し番組配信を提供することに視聴者のニーズがあることは、2017年度に実施した試験的提供の結果でも確かめられている。放送を巡る諸課題に関する検討会の第二次取りまとめでも「NHKが、常時同時配信と併せ、一定期間の見逃し配信を提供することは、視聴環境の変化に応じて、様々な機器・場所・時間等においても視聴したいという国民・視聴者のニーズに対応するものであり、一定の合理性があると考えられる」との評価を受けている。

例えば、放送を見逃した時や友人との会話やSNSで話題になった番組を観たいと思った時に、スマートフォンなどのモバイル端末で「いつでも、どこでも、何度でも」、それぞれの場所や環境、スタイルで放送番組をご覧いただき、日々の暮らしにより一層役立てていただくことができると考える。また、見逃し番組を簡便に視聴できるようになることが、放送をリアルタイムでご覧いただくことにもつながることも考えられ、コンテンツの流通力が高まれば、受信料で制作した番組を視聴していただく機会が拡大することが期待される。

②一方、NODは、受信料を財源とする見逃し番組配信により放送と一体のものとして提供する範囲を超える番組を、協会の豊富な映像資産であるアーカイブスを享受していただくサービスとし

	<p>て視聴者の求めに応じて有料で提供するものと位置づける。現在の NOD 利用者には、これまでの「見逃し見放題パック」と「特選見放題パック」を一つに統合して提供し、より魅力的なサービスとして利便性の向上を図る。</p> <p>放送、同時配信、受信料を財源とする見逃し番組配信、そして有料配信サービスの NOD などのアーカイブ提供を互いにうまく連携させることにより、受信料で制作した放送番組をこれまで以上に効果的に活用いただけるようになると思う。</p> <p>③NOD は、受信料財源で新たに見逃し番組配信を実施することにより契約者が減ることで、収入は減少すると見込んでいる。一方で、収入と連動する形で支払う変動的費用が減ることや、受信料による見逃し番組配信と NOD の業務を共通化し効率化を図ることで、支出を抑制することが可能となる。提供する過去番組の本数の大幅拡大などによる利用者増にも取り組むことにより、中期の収支の改善を目指す。毎年度、収支等を検討し、所要のサービスや運用体制の在り方などの見直しを行うことを実施基準（案）に明記する。</p>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

## 6. インターネット活用業務の評価体制に関する御意見

御意見	NHK回答	総務省の考え方
<b>インターネット活用業務審査・評価委員会の委員の選定について</b>		
<p>NHKの意見募集に対し、当連盟は、①インターネット活用業務審査・評価委員会の委員は競合懸念業種の実情や市場の現状に精通した有識者などの参画を実施基準に規定し、より多角的で公平な見解を求める工夫が必要である、②競合懸念業種の事業者ヒアリングや影響を定量的に把握する調査の実施など能動的なアプローチも駆使して、NHKインターネット活用業務の適正性を積極的に確保するよう要望する、との意見を提出しました。</p> <p>市場競争の評価等に必要な知見を有する中立的な者を選定することを明らかにしておくこと、民間競合事業者等から意見を聞くことができるようにすることがそれぞれ望ましいという総務省の考えは、当連盟の意見と合致するものであり、妥当であると考えます。NHKがさらに検討を重ね、適切に対応されることを期待しています。</p> <p style="text-align: center;"><b>【(一社)日本民間放送連盟他】</b></p> <p>審査・評価委員会による適正な評価及び情報公開がなされていくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;"><b>【中部日本放送株式会社】</b></p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○検証体制の整備 (3)①関連)</p> <p>①実施基準(案)では、協会のインターネット活用業務における適切性の確保に資するため、インターネット活用業務審査・評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)を置くことを定めている。委員の選任にあたっては、市場競争の評価等に必要な知見を有する、中立的な者を選定しているが、改めてその旨を実施基準(案)に明記する。</p> <p>②実施基準(案)の第9条では、実施計画の策定並びに実施計画の実施状況の評価、またインターネット活用業務の実施状況についての少なくとも3年ごとの評価にあたっては、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重することとしている。インターネット活用業務に関する競合事業者等からの意見・苦情については、適切かつ速やかにこれを受けつけて対応することとしているが(案第39条)、これに加えて、審査・評価委員会が必要に応じて競合事業者等に意見を聞くことができるよう、実施基準(案)に新</p>	<p>「総務省の基本的考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>NHK回答においては、インターネット活用業務審査・評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)について、市場環境の評価等に必要な知見を有する、中立的な委員を選定することを実施基準案に明記するとともに、理解増進情報に関する競合事業者等の意見を聞くことができるよう実施基準案に新たに記載することとしています。</p> <p>こうした回答は、「総務省の基本的考え方」に沿ったものであると考えます。</p> <p>また、審査・評価委員会の情報公開については、NHKから認可申請のあったインターネット活用業務実施基準の変更案において、「規程、議事の概要、会合における配付資料およびその他の資料は、審査・評価委員会の定めるところにより、原則として公表する」こととされています。</p> <p>総務省としては、今後の取組が適切に実施されるか、注視してまいります。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
審査・評価委員会による意見の聴取について		
<p>NHKのインターネット活用業務の適切な運用には、①十全な情報開示、②競合する民間事業者を含む意見募集、③第三者性の高い機関による事後検証が必要だ。毎年度の事業計画づくりの前に詳細な費目を明示した上で意見募集を行うとともに、「審査・評価委員会」の改組などで第三者性を高めた組織が民間事業者などから意見を聞き取った上で毎年度に事後検証することを求める。</p> <p>NHKの常時同時配信はドラマやバラエティといった分野だけでなく、民間の報道サービスにも影響を与える。放送業界のみならず、広くマスメディアから意見を聴取するよう求める。</p> <p>【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○検証体制の整備 ((3)①関連)</p> <p>②実施基準(案)の第9条では、実施計画の策定並びに実施計画の実施状況の評価、またインターネット活用業務の実施状況についての少なくとも3年ごとの評価にあたっては、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重することとしている。インターネット活用業務に関する競合事業者等からの意見・苦情については、適切かつ速やかにこれを受けつけて対応することとしているが(案第39条)、これに加えて、審査・評価委員会が必要に応じて競合事業者等に意見を聞くことができるよう、実施基準(案)に新たに記載する。</p> <p>(再掲)</p>	<p>NHK回答においては、審査・評価委員会が必要に応じて競合事業者等に意見を聞くことができるよう、実施基準案に新たに記載することとされています。</p> <p>競合事業者等には、放送事業者のみならず、広くマスメディアも含まれるものであり、審査・評価委員会は必要に応じて、放送事業者以外からも意見を聴くことができることとすることが望ましいと考えます。</p> <p>こうした回答は、「総務省の基本的考え方」に沿ったものであると考えますが、総務省としては、今後の取組が適切に実施されるか、注視してまいります。</p>

御意見	NHK回答	総務省の考え方
「理解増進情報」の範囲について		
<p>NHKの意見募集に対し、当連盟は、①特殊法人であるNHKが東京大会で大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増進情報の提供などを無制限に行えば、民放事業者の事業価値が著しく毀損され、民間の市場競争が阻害されることになる、②NHKのインターネット活用業務はあくまで「放送の補完」であるため、「理解増進情報」として提供できるのは、「その編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」であり、東京大会に関するものといえどもこの範囲が恣意的に拡大されることがあってはならない、との意見を提出しました。</p> <p>理解増進情報の範囲について検証することが望ましいという総務省の考えは、当連盟の意見と合致するものであり、賛同いたします。「放送の補完」の範囲は総務省「放送政策に関する調査研究会」の第一次取りまとめ（2013年8月）で示された基準に照らして、放送番組との密接関連性、支出規模の観点から常に検証されるべきです。インターネット独自コンテンツの配信は禁止されており、NHKには厳格な運用が求められています。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟他】</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○検証体制の整備 ((3)①関連)</p> <p>③また、理解増進情報については、実施基準(案)第13条第3項で、特定の放送番組との対応関係を確認し、その関係を少なくとも3か月に一度公表することとしているが、その概要について、実施状況の評価に際して審査・評価委員会に報告することとする。2020年度中に、協会が、実施基準に照らしたインターネット活用業務の適切性の観点から、理解増進情報に関する競合事業者等の意見を聞き、審査・評価委員会に報告することとする。</p> <p>④個々の番組及び理解増進情報の提供については、実施基準(案)第18条で少なくとも年1回、その社会的意義を勘案して必要性・有効性を点検することとしている。この規定を踏まえ、その結果を公表するとともに、実施状況の評価の際に審査・評価委員会に報告する。また、前年度の結果は翌年度の実施計画の策定の検討に活用する。</p> <p>(再掲)</p>	<p>「総務省の基本的考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>NHK回答においては、理解増進情報について、2020年度中に競合事業者等の意見を聴き、審査・評価委員会に報告すること等としています。</p> <p>こうした回答は、「総務省の基本的考え方」に沿ったものであると考えますが、総務省としては、今後の具体的取組について注視してまいります。</p>

7. インターネット活用業務を通じて得られた知見の共有に関する御意見

御意見	NHK回答	総務省の考え方
知見の共有について		
<p>NHKの意見募集に対し、当連盟は、①インターネット活用業務のサービス利用状況に関する情報は全面的に開示して、民放事業者を含む関係者が有益な知見を得られるようにすることが重要である、②インターネット活用業務で得られる通信ネットワークへの負荷のデータや、システム構築、権利処理等に関する知見についても、それぞれの関係者に提供するよう要望する、との意見を提出しました。NHKからは対応する旨の考え方が示されました。</p> <p>得られた知見については、民間放送事業者との連携・協調に資するため、共有することが望ましいという総務省の考えは、当連盟の意見と合致するものであり、賛同いたします。NHKにおいて適切に対応されるものと理解しています。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟他】</p> <p>放送サービスの向上については、民放事業者への配慮も含めてNHKが先導的な役割を担うことを望みます。但し特に著作権処理については、9月のNHKの意見募集で当社は意見しましたが、NHKが権利者団体との協議を先行することで民放が合意しがたい内容(高額)になることを懸念しています。そこで、この著作権処理の側面においても、イ</p>	<p>(2)「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について</p> <p>○業務を通じて得られた知見の共有 ((3)②関連)</p> <p>①インターネット活用業務の実施により得られた知見については、これまでも、試験的提供の際に、通信ネットワークへの負荷やシステム構築、権利処理等に関し、民間放送事業者と知見の共有を進めてきた。改正放送法に盛り込まれた努力義務を踏まえ、放送で培ってきた民間放送事業者との二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携策の実施に向け、相互理解を深めたいと考えており、可能な限り、知見の共有ができるよう検討を進める。</p>	<p>「総務省の基本的考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>NHK回答においては、「民間放送事業者との二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携策の実施に向け、相互理解を深めたいと考えており、可能な限り、知見の共有ができるよう検討を進める」こととしています。</p> <p>こうした回答は、「総務省の基本的考え方」に沿ったものであると考えますが、総務省としては、今後の取組が適切に実施されるか、注視してまいります。</p>

<p>インターネット活用業務を通じて得られる知見を民 放事業者との連携・協調に資するため共有すること が望ましいとした総務省の考えは、当社の意見に通 じるものであり、賛同いたします。</p> <p>【株式会社福島中央テレビ他】</p>		
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

## 8. インターネット活用業務に係る通信環境に関する御意見

御意見	総務省の考え方
<p>NHK様のインターネット同時配信ならびに見逃し配信は、高速・大容量インターネットを中心とした通信の新しいサービスを加速・推進するものであり、基本的に賛同します。</p> <p>なお、NHK様がインターネット同時配信の際に、電波放送設備に代って、ネットワーク事業者のネットワーク設備を利用するのであれば、「ネットワーク利用及びコスト負担の公平性」の観点から、ネットワーク事業者（モバイル回線ならびに固定回線を使ってインターネットを利用者へ提供する事業者等）の費用負担について検討すべきと考えます。</p> <p>今後、配信されるコンテンツが4K、8Kと大容量となることが予想されることから、トラフィックの効率的かつ安定的な処理の為に、上記ネットワーク事業者へのご配慮賜られることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)テレコムサービス協会】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>NHKにおいては、トラフィックの効率的かつ安定的な処理のために通信事業者に対して必要な情報提供をすることが期待されます。</p>
<p>通信事業者にとってトラフィック増加への対応は喫緊の課題となっており、当社においても前年比数十%の割合で増加が続いております。</p> <p>トラフィックの内容も近年は、映像等のストリーミング配信が半分近くを占めるよう変化しており、NHKの常時同時配信の開始によって、トラフィックはさらに増加すると考えているところです。</p> <p>こうした背景から、今夏に実施された「NHKインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」の意見募集において、通信事業者が今後のトラフィックの増加に対して適切な設備投資が出来るよう、NHKから事前の情報提供が必要である事を訴えてまいりましたが、現在も正確なトラフィック予測に資する十分な情報が得られているとは言い難い状況です。</p> <p>また、通信サービスの品質確保に向けた設備投資によるコスト増も課題となっておりますが、平成31年4月10日に公開された総務省の「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」では、インターネット上でサービスを</p>	

提供する事業者もインターネット利用の受益者である旨が示されており、当社としては、コンテンツ事業者にも一定のコスト負担や協力をいただきたいと考えております。

こういった観点を含め、NHKの常時同時配信を含めた、インターネット上での放送コンテンツの配信における課題検討を目的とした、「放送コンテンツ配信連絡協議会」が昨年10月に設立されておりますが、現在に至るまで踏み込んだ議論がなされておられません。総務省においてはこれらの検討を進めて頂く事を要望します。

【株式会社ジュピターテレコム】

## 9. 認可申請の審査に関する御意見

御意見	総務省の考え方
<p>認可ガイドラインの第4の1(6)は「他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていること」を認可要件とし、「法第20条第14項の他の放送事業者との協力に係る努力義務に関し、業務の実施方法として、例えば、共通配信基盤の構築・利用、共通ポータルサイトやアプリ等の構築・提供、権利処理や視聴関連情報の適正な利活用等に係る様々な関係者間の調整など、インターネットの活用に係る共通課題の解決に向けた他の放送事業者との協力に関する具体的な事項が適正かつ明確に定められていることが必要である」と規定しています。しかしながら実施基準案は、「その具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする」(第10条第2項から抜粋)との規定に留まり、認可要件を十分満たしているのか疑問です。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 日本民間放送連盟他】</p>	<p>御意見は、NHKからの認可申請の審査に係るものであり、今後の審査に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>認可ガイドラインの第4の6(5)は「サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること」を認可要件とし、「利用者の端末機器等について、特定の機器・ソフトウェアに限定されないよう、技術進歩、普及の度合い等を踏まえたオープンなものを可能な限り採用するなど、対応端末やブラウザ等サービスの利用に必要な機器・ソフトウェア等の満たすべき要件が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である」と規定しています。しかしながら実施基準案は、「端末機器およびソフトウェアの条件については、協会のウェブサイトに掲載して公表する」(第14条第5項から抜粋)との規定に留まり、認可要件を十分満たしているのか疑問です。</p> <p style="text-align: right;">【(一社) 日本民間放送連盟他】</p>	

10. その他の御意見

御意見	総務省の考え方
<p>常時同時配信を実施することにより、スマートフォンやPCなどインターネットに接続することができる環境を有する全ての者に対してNHKが受信料を徴収することに反対する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>NHKから認可申請のあったインターネット活用業務実施基準の変更案において、常時同時配信を含む2号受信料財源業務は、「利用者に対価を求めることなく実施する」こととしており、常時同時配信を受信できることをもって、スマートフォンやPCなどの所有者が新たに受信料を負担することになるものではありません。</p>
<p>将来、受信料を負担する対象が、インターネットに接続することができる環境を有する者にまで拡大されることに反対する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>NHKの常時同時配信について、説明・周知が不足している。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>常時同時配信を含むインターネット活用業務のサービス内容等については、実施基準変更案の認可後、NHKが定める実施計画において具体化されるものであり、それを踏まえ、NHKにおいて適切に説明・周知することが望ましいと考えます。</p>
<p>NHKの組織を見直してほしい(公共放送の在り方に対する御意見、NHKを国営化/民営化/廃止してほしいという御意見を含む。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、我が国の放送は、広く国民・視聴者が公平に負担する受信料を収入源とするNHKと民間放送の二元体制の下で着実な発展を遂げてきたところ、NHKにおいては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、引き続き公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められるものと考えます。</p>
<p>NHKの放送をスクランブル化し、受信契約を締結した人だけがNHKの番組を視聴できるようにしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、我が国の放送は、広く国民・視聴者が公平に負担する受信料を収入源とするNHKと民間放送の二元体制の下で着実な発展を遂げてきたところ、NHKにおいては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、あまねく全国で受信できるように放送することや、豊かで良い番組を放送し、地方向け番組も提供すること等、引き続き公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められるものと考えています。</p> <p>視聴の対価として料金を支払うこととするいわゆるスクランブル化につい</p>

	ては、NHKが、このような公共放送としての社会的使命を果たしていくことが困難になるものと考えています。
番組内容が公共放送にふさわしくない（偏向報道を是正してほしいという御意見を含む。）  【個人】	放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、放送番組はその下で、放送事業者が自らの責任で編集するものとされています。NHKにおいては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、あまねく全国で受信できるように放送することや、豊かで良い番組を放送することなどにより、公共放送としての社会的使命を果たすことが求められるものと考えています。
受信料の徴収方法を見直してほしい（NHKの訪問員の手続・説明に問題がある、訪問で怖い思いをした、態度が威圧的、強引、しつこい、訪問員が名乗らないといった御意見を含む。）  【個人】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 NHKの訪問員が受信契約の勧奨を含めた各種手続等を行う際には、国民・視聴者の理解を得られるよう、丁寧な説明を行うことが求められると考えます。
NHKが苦情対応をしっかりするようにしてほしい。  【個人】	放送法第27条はNHKの苦情処理について、意見・苦情等については、NHKにおいて、迅速かつ適切に対応することを定めています。 なお、インターネット活用業務に関しては、本年9月6日に改定・公表した「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準に関するガイドライン」第4の7（1）において、インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適正かつ明確に定められていることが必要であるとしており、その具体的な業務の実施方法については、まずは、NHKにおいて適切に検討することが望ましいと考えます。 NHKから認可申請のあった実施基準の変更案においては、利用者からの意見・苦情等への対応として、NHKが設置するコールセンター等の受付窓口で受け付け、迅速かつ適切に対応すること等が定められています。
PC/スマホ向けの映像配信サービスは一般化しており、画質の向上も著しい事から、ユーザーによっては、スマホ等の画面をテレビに表示して大画面で視聴をする利用形態も出てきております。 今回のNHKの常時同時配信は、PC/スマホ向けに1.5Mbpsで実施すると公表されておりますが、こういった視聴スタイルの多様化を踏まえると、かならずしもPC、スマホでの視聴に限定されるものではないと考えます	今後の放送行政に対する御意見として承ります。

<p>NHKの常時同時配信がNHKの自主基準で比較的簡易に実施されるのに比べると、ケーブルテレビ事業者等のIP再放送が求められる技術要件は相当厳しいものであると感じています。</p> <p>総務省の検討会で取り纏められた「ケーブルビジョン2020+」(平成29年5月26日公表)では、「IP化をすることはコスト面、サービス面から望ましい」といった報告がなされているものの、現状のIP再放送の要件は、ケーブルテレビ事業者等にとって厳しいものであり、また、必ずしも効率的な伝送方法とは言い難い状況となっています。</p> <p>放送と通信を共通の設備で提供するケーブルテレビ事業者等にとって、限られた帯域を有効活用する事はインターネットのトラフィック対策にも効果的であり、世界のIP化の流れを踏まえると、今回のNHK常時同時配信を契機として、IP再放送の要件についても緩和する等の政策検討を進めて頂きたいと考えます。</p> <p><b>【株式会社ジュピターテレコム】</b></p>	
<p>現在、入院患者様が病室内でNHKの放送を視聴する場合は、多くのケースで、ベッドサイドに常設されたテレビでテレビカードを購入して視聴しています。常設テレビの受信料はテレビの設置事業者が支払っており、その受信料は事業者の企業努力では削減できないコストとしてテレビカードの価格に反映されています。そのため、自宅で受信契約締結済の入院患者様にとっては、テレビカードの購入により、わずかであっても実質的に受信料の二重払いが発生していることとなります。(但し、NHKは病室の常設テレビは直接患者様と受信契約を締結していないことから二重払いは発生していないと主張しています)</p> <p>常時同時配信開始後は、NHKと受信契約済であれば、追加料金なしに同時配信・見逃し配信を利用できることから、常時スマホやタブレットを使用している入院患者様は追加費用負担なしにNHKの放送を視聴できますが、高齢者を中心としたスマホ等を使用していない入院患者様は、NHK受信料がコストに含まれたテレビカードを購入しなければNHKの放送を視聴できない</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>

<p>こととなります。</p> <p>病室内での放送視聴において、高齢者を中心とした情報弱者のみに、わずかであっても実質的に受信料の二重払いが発生する状況が生まれてしまいます。</p> <p>公共性・公益性を有する病院において、受信料負担の公平性が保たれず、傷病を負って入院している弱者（その中でも特に高齢者を中心とした情報弱者）のみが不利益を被る状況は看過できない問題です。常時同時配信の開始に合わせて、病室内のテレビに関する受信料は免除をすべきと考えます。</p> <p>なお、公的病院に設置したテレビは、1978年までは受信料免除の対象でしたが、当時の国会でNHKの収支状況の指摘があり、国会の付帯決議を受けて1978年4月の免除基準変更により有料となった経緯があります。</p> <p>一方で現在、NHKの受信料収入は5年連続で過去最高を更新して2018年度は初めて7000億円を超え、1978年当時の受信料収入約2000億円の3.5倍にまで増加しています。財務状況も2018年度末時点で1,161億円もの繰越金、994億円の長期保有有価証券を有しています。常時同時配信で発生する不公平性と合わせて、過去の経緯・現在のNHKの財務状況面からも、全ての病室内テレビに関する受信料は免除をすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 病院テレビシステム運営協会】</p>	
<p>上記以外の御意見について</p>	<p>様々な観点から多くの御意見をいただきました。これらの御意見は、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>